

○農村公園フルーツパークにき設置条例施行規則

平成17年12月28日規則第33号

改正

平成20年12月19日規則第31号

農村公園フルーツパークにき設置条例施行規則

農村公園フルーツパークにき管理規則（平成13年仁木町規則第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、農村公園フルーツパークにき設置条例（平成17年仁木町条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

（許可の申請等）

第3条 条例第5条の許可を受けようとする者は、利用しようとする日の7日前までに農村公園フルーツパークにき（以下「公園」という。）内行為許可申請書（様式第1号）を、同条第3項の規定により許可を受けた事項の変更の許可を申請しようとする者は、農村公園フルーツパークにき内行為許可事項変更申請書（様式第2号）を、それぞれ条例第12条の規定により公園の管理を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

2 条例第8条の許可を受けようとする者は、利用しようとする日の7日前までに農村公園フルーツパークにき有料施設利用許可申請書（様式第3号）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、第1項の許可をしたときは、農村公園フルーツパーク仁木内行為許可書（様式第4号）及び第2項の許可をしたときは、農村公園フルーツパークにき有料施設利用許可書（様式第5号）を当該申請者に交付するものとする。

（利用料金の納付）

第4条 前条の規定により許可を受けた者は、条例に定める利用料金を指定管理者へ納付しなければならない。

（許可内容の変更）

第5条 条例第5条及び第8条の許可を受けた者は、当該許可に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

（利用料金の減免）

第6条 条例第14条の規定により利用料金の全部又は一部を免除することができるのは、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 町、町議会、町農業委員会、町教育委員会、町選挙管理委員会、町監査委員がその職務の執行に関連し利用するとき。
- (2) 法律又は条例に基づき設置される町の付属機関がその職務の執行に関連し利用するとき。
- (3) 町内の農業関係団体、経済関係団体、労働関係団体、教育関係団体、社会福祉関係団体、自治関係団体及びテーマ別活動団体が本来の活動のために利用するとき。
- (4) その他町長が必要と認め承認したとき。

2 利用料金の減免を受けようとする者は、農村公園フルーツパークにき有料施設利用料減免申請書（様式第6号）を有料施設利用許可申請書に添えて指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、利用料金の減免の可否を決定したときは、農村公園フルーツパークにき有料施設利用料減免承認書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

（利用料の還付）

第7条 条例第15条ただし書きの場合における利用料の還付額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）の責めに帰することができない理由により施設を利用することができなくなった場合 既納の利用料金の全額
- (2) 利用者から次に掲げる日までに利用の変更又は中止の申し出があった場合
 - ア 利用を変更し、又は中止する日の7日前まで 既納の利用料金の全額
 - イ アに定める場合を除き、利用を変更し、又は中止する日の前日まで既納の利用料金の5割に相当する額

2 条例第15条ただし書きの規定により利用料の還付を受けようとする者は、農村公園フルーツパークにき有料施設利用料還付申請書（様式第8号）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、利用料金の還付の可否を決定したときは、農村公園フルーツパークにき有料施設利用料還付承認書（様式第9号）により当該申請者に通知するものとする。

（利用者の遵守事項）

第8条 公園を利用しようとする者は、その利用について指定管理者の指示に従い、条例第6条に定める行為の禁止及び条例第7条に定める使用の禁止又は制限を遵守しなければならない。

（損害の届出等）

第9条 利用者は、公園施設等に損害を与えたときは、直ちにその旨を指定管理者に届けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による届出があったときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- (指定管理者による管理ができない場合等における規定の読替え等)
- 2 指定管理者の指定を取り消した場合その他公園の管理を指定管理者に行わせることができない場合においては、この規則の規定中「指定管理者」とあるのは「町長」に、「利用」とあるのは「使用」に、「利用者」とあるのは「使用者」に、「利用料金」とあるのは「使用料」に読替えるものとする。
- 3 前項の場合においては、第9条第2項の規定は、適用しない。

附 則 (平成20年12月19日規則第31号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

農村公園フルーツパークにき内行為許可申請書

年 月 日

農村公園フルーツパークにき 指定管理者 様

申請者 団体名
住所
氏名
電話 ()

次のとおり行為の許可を申請します。

目 的					
行為の内容					
行為の期間	年 月 日 ~		年 月 日		
行為責任者					
参集予定人員	男	名	女	名	計 名
行為の場所	時 間 区 分			利 用 料 金	
	9時~13	13時~17	17時~22		
加工実習室	午 前	午 後	夜 間	円	
調理実習室	午 前	午 後	夜 間	円	
会議室	午 前	午 後	夜 間	円	
研修室 (1)	午 前	午 後	夜 間	円	
研修室 (2)	午 前	午 後	夜 間	円	
地域農産物販売促進室	午 前	午 後	夜 間	円	
建物施設	600円/㎡・日 × ㎡ × 日			円	
屋外施設	120円/㎡・日 × ㎡ × 日			円	
計 ①				円	
割増料有無 ②	無	有	円×200%		円
合計 ①+②=③				円	
減免の有無	無	有			円
納付額				円	

- 1 物品の販売その他これに類する行為をしようとする場合は、販売品目、販売価格及び収支の計画書を添付すること。
- 2 寄付の要請その他これに類する行為をしようとする場合は、趣意書及び計画書を添付すること。
- 3 業として写真などの撮影の行為をしようとする場合は、これに従事する人員、持ち込む機材等の計画書を添付すること。
- 4 興業を行おうとする場合は、収容人員、料金などの計画書を添付すること。
- 5 競技会、集会、展示会等の行為をしようとする場合は、料金又は会費、参集人員、持ち込む機材等の計画書を添付すること。
- 6 上記以外の行為をしようとする場合には、その詳細が確認できる書類。

様式第2号（第3条第1項関係）

農村公園フルーツパークにき内行為許可事項変更申請書

年 月 日

農村公園フルーツパークにき 指定管理者 様

申請者 団体名
住所
氏名
電話 ()

次のとおり許可を受けた事項を変更したいので、申請します。

許可年月日・許可番号	年 月 日 ・ 号
許可行為の内容	
変更する事項	
変更する事由	
その他必要な事項	

農村公園フルーツパークにき有料施設利用許可申請書

年 月 日

農村公園フルーツパークにき 指定管理者 様

団体名
申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

次のとおり有料施設を利用したいので、申請します。

利 用 目 的										
利 用 期 間	年 月 日 ~					年 月 日				
利 用 責 任 者										
利用予定人員	男	名			女	名			計	名
有 料 施 設	時 間 区 分									利 用 料 金
	9 時～13			13時～17			17時～22			
加工実習室	午 前	午 後	夜 間							円
調理実習室	午 前	午 後	夜 間							円
会議室	午 前	午 後	夜 間							円
研修室（1）	午 前	午 後	夜 間							円
研修室（2）	午 前	午 後	夜 間							円
地域農産物販売促進室	午 前	午 後	夜 間							円
プロムナードマーケット									円	
簡易宿泊施設									円	
計									円	
減免の有無	無	有								円
納付額										円

- 1 プロムナードマーケットの利用は、1日1回1区画（3m×3m）の場合とする。
- 2 簡易宿泊施設の利用時間は、当日15：00～翌日11：00までとする。
- 3 加工実習室及び調理実習室での光熱水費は実費相当額を徴する。

農村公園フルーツパークにき内行為許可書

年 月 日

申請者 団体名
住所
氏名
電話 () 様

農村公園フルーツパークにき 指定管理者

印

次のとおり行為（変更）を許可します。

目 的					
行為の内容					
行為の期間	年 月 日 ~		年 月 日		
行為責任者					
参集予定人員	男	名	女	名	計 名
行為の場所	時 間 区 分			利 用 料 金	
	9時~13	13時~17	17時~22		
加工実習室	午 前	午 後	夜 間	円	
調理実習室	午 前	午 後	夜 間	円	
会議室	午 前	午 後	夜 間	円	
研修室（1）	午 前	午 後	夜 間	円	
研修室（2）	午 前	午 後	夜 間	円	
地域農産物販売促進室	午 前	午 後	夜 間	円	
建物施設	600円/㎡・日 × ㎡ × 日			円	
屋外施設	120円/㎡・日 × ㎡ × 日			円	
計 ①				円	
割増料有無 ②	無	有	円×200%		円
合計 ①+②=③				円	
減免の有無	無	有			円
納付額				円	

- 1 許可を受けた目的及び行為以外に利用しないこと。
- 2 許可を受けた場所以外を利用しないこと。また、細心の注意と保全を図り、万一破損等が生じた場合は弁償するものとする。
- 3 終了後は必ず原状に復しかつ清掃し、管理者の点検を受けること。
- 4 火気取扱その他事故防止に最善の注意を払うこと。
- 5 その他管理者の指示に従うこと。

農村公園フルーツパークにき有料施設利用許可書

年 月 日

申請者 団体名
住所
氏名
電話 () 様

農村公園フルーツパークにき 指定管理者

印

次のとおり利用（変更）を許可します。

利 用 目 的										
利 用 期 間	年 月 日 ～					年 月 日				
利 用 責 任 者										
利用予定人員	男	名			女	名			計	名
有 料 施 設	時 間 区 分				利 用 料 金					
	9 時～13		13時～17							17時～22
加工実習室	午 前		午 後		夜 間		円			
調理実習室	午 前		午 後		夜 間		円			
会議室	午 前		午 後		夜 間		円			
研修室（１）	午 前		午 後		夜 間		円			
研修室（２）	午 前		午 後		夜 間		円			
地域農産物販売促進室	午 前		午 後		夜 間		円			
プロムナードマーケット							円			
簡易宿泊施設							円			
計		円								
減免の有無		無	有							円
納付額		円								

- 1 利用許可を受けた目的以外に利用しないこと。
- 2 利用許可を受けた施設以外の施設を利用しないこと。また、細心の注意と保全を図り、万一破損等が生じた場合は弁償するものとする。
- 3 利用後は必ず利用場所を原状に復しかつ清掃し、指定管理者の点検を受けること。
- 4 火気取扱その他事故防止に最善の注意を払うこと。
- 5 その他指定管理者の指示に従うこと。

農村公園フルーツパークにき有料施設利用料減免申請書

年 月 日

農村公園フルーツパークにき 指定管理者 様

申請者 団体名
住所
氏名
電話 () 印

次のとおり利用料の減免を受けたいので、申請いたします。

利 用 目 的						
有 料 施 設 名						
利 用 期 間	年 月 日 ~			年 月 日		
時 間 区 分	午 前 ・ 午 後 ・ 夜 間					
利 用 責 任 者						
利 用 予 定 人 員	男	人	女	人	合計	人
利 用 面 積						
申 請 の 理 由 (具体的に)						
利 用 料	利用料		円			
	減免額		円			
	納付額		円			

※以下、申請者は、記入しない。

減 免 の 可 否	可 ・ 否	減免内容	規則第6条第1項第 号該当 _____ _____
-----------	-------	------	---------------------------------

農村公園フルーツパークにき有料施設利用料減免承認書

年 月 日

団体名
申請者 住所
氏 名
電 話 ()

農村公園フルーツパークにき 指定管理者 印

次のとおり利用料の減免について、承認した（しない）ので通知いたします。

利 用 目 的					
有 料 施 設 名					
利 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日				
時 間 区 分	午 前 ・ 午 後 ・ 夜 間				
利 用 責 任 者					
利 用 予 定 人 員	男	人	女	人	合計 人
利 用 面 積					
利 用 料	円				
減 免 承 認 額	円				
事 由					
減免の可否	可・否	減免額 円	減免内容	規則第6条第1項 第号該当 全額・5割	

農村公園フルーツパークにき有料施設利用料還付申請書

年 月 日

農村公園フルーツパークにき 指定管理者 様

申請者 団体名
住所
氏名
電話 () 印

次のとおり利用料の還付を受けたいので、申請いたします。

利 用 目 的						
有 料 施 設 名						
利 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日					
時 間 区 分	午 前 ・ 午 後 ・ 夜 間					
利 用 責 任 者						
利 用 予 定 人 員	男	人	女	人	合計	人
利 用 面 積						
納 入 済 利 用 料	円					
還 付 金 額	円					
申 請 理 由 (具体的に)						

※以下、申請者は、記入しない。

還付の可否	可・否	還付額 円	還付内容	規則第7条第1項 該当 全額・5割
-------	-----	-------	------	----------------------

農村公園フルーツパークにき有料施設利用料還付承認書

年 月 日

団体名
住所
氏名

様

農村公園フルーツパークにき
指定管理者

印

次のとおり利用料の還付について、承認した（しない）ので通知いたします。

利 用 目 的					
有 料 施 設 名					
利 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日				
時 間 区 分	午 前 ・ 午 後 ・ 夜 間				
利 用 責 任 者					
利 用 予 定 人 員	男	人	女	人	合計 人
利 用 面 積					
納 入 済 利 用 料	円				
還 付 承 認 額	円				
事 由					
還付の可否	可・否	還付額 円	還付内容	規則第7条第1項 該当 全額・5割	